

## ご寄付金に対する税制上の優遇措置について

公益財団法人消防育英会へのご寄付は、税優遇措置の対象となります。

### 1 個人が支出する寄付金

当会の寄付金は、従前より「所得控除」が適用されておりましたが、内閣府から、令和4年10月24日付で、令和4年10月25日から適用される「税額控除に係る証明書」の交付がなされましたので、証明書交付日以降の寄付金につきましては、「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な控除が受けられるようになりました。

#### (1) 所得控除

寄付金の額の合計額（所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額が寄付金控除として所得から控除されます。

#### (2) 税額控除

寄付金の額の合計額（原則として所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額の40%相当額（その年分の所得税額の25%が上限）がその年分の所得税額から控除されます。

#### ※留意点等

- ・控除される額のどちらが多いかについては、個人の総所得金額によって変わります。
- ・控除申告の際は、当会発行の「領収書」、「税額控除に係る証明書」の写し（税額控除の場合に使用）の添付が必要です。
- ・詳しくは税務署でお尋ねください。

### 2 法人が支出する寄付金

会社などの法人が当会に対して支出した寄付金については、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人としての別枠の損金算入限度額が設けられています。

別枠の損金算入限度額 = (所得金額の6.25% + 資本金等の額の0.375%) × 1/2